

**建築基準法第44条第1項に基づく道路内の建築制限
における許可の建築審査会包括同意基準**

1 趣旨

この基準は、建築基準法第44条第1項の許可に際し、第2号にあっては公益上必要で通行上支障がないと認める建築物に対して、第4号にあっては安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認める建築物に対して、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ることを定めて、許可の手續の迅速化、簡素化を図るものである。

2 建築審査会の同意

この包括同意基準に適合しているものは、個々の案件について既に建築審査会が同意したものとし、許可することができる。

3 適用範囲

次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で次のいずれかに該当するもの
 - ア 法敷その他直接交通の用に供されていない部分に設置するもので延べ面積200平方メートル以下のもの
 - イ 路線定期のバス停留所の上家又はタクシー・乗り場の上家で次の要件を満たすもの
 - (ア) 道路法に規定されている歩道(当該歩道に沿って国、地方公共団体その他これらに類する機関が所有し、現状において当該歩道と一体的に整備されている歩道状部分で、当該歩道状部分の使用について、所有者又は管理者と協議が終了しているものを含む。以下同様とする。)で幅員が2.5メートル以上の部分、又は駅前広場の島式乗降場等に設置する。
また、歩道に設置する場合の残幅員は、有効で2メートル以上確保する。なお、側壁及びベンチ等を設ける場合も同様とする。
 - (イ) 幅は2メートル以下、長さは12メートル以下、高さは路面から2.5メートル以上3.5メートル以下とする。
 - (ウ) 柱は片側とし、歩道の端に設けるものとする。
 - ウ 有料道路の料金徴収所
- (2) 有料道路のパーキングエリア又はサービスエリアの自動車車庫の上家で次の要件を満たすもの
 - ア 高さは5メートル以下とする。
 - イ 歩行者用の通路と縁石又は路面の仕上げ、線引き等により自動車の乗り入れ防止の安全対策を講じた位置に設置する。

4 要件

次の要件を満たすこと。

- (1) 建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しない。
- (2) 建築物の主要構造部は、不燃材料とする。ただし、建築物の外壁及び軒裏を防火構造としたものはこの限りでない。
- (3) 建築物の屋根の雨水は、樋等で処理する。
- (4) 建築物には、広告物等の添加又は添付をしない。ただし、路線定期のバス停留所の上家で横浜市都市美対策審議会の承認を得たものは除く。
- (5) 一般の利用に供する建築物は、バリアフリーに配慮した計画とするよう努めること。

5 建築審査会の報告

特定行政庁は、この包括同意基準により許可をした際には、速やかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則 施行期日

- この基準は平成11年 8月25日から実施する。
- 改正 この基準は平成11年12月 8日から実施する。
- 改正 この基準は平成15年 3月25日から実施する。
- 改正 この基準は平成17年10月 3日から実施する。
- 改正 この基準は平成20年 5月23日から実施する。
- 改正 この基準は平成21年 4月 1日から実施する。